令和４（2022）年度

編入学・転入学

法学専攻

小　論　文　問　題

（制限時間：１時間）

問題　以下の設問のうちから、２問を選択して答えなさい。選択問題を明記してから論述すること。

(1)日本の制定法（成文法）にはどのようなものがあるか、また、それぞれの制定法について（それぞれの制定権者、相互の効力関係などについて）説明しなさい。

(2)罪刑法定主義について説明しなさい。

(3)日本国憲法が定める天皇制について、明治憲法下における天皇制と比較しながら説明しなさい。

(4)裁判員制度について、あなたは一般の市民がプロの裁判官とともに刑事裁判を行うことをどのように考えますか。市民が被告人の有罪・無罪の判断や量刑の決定に参加すること、抽選で選ばれた市民が裁判員裁判に参加することを強制されることなどについて、理由を示しながら自由に論じなさい。

＊六法書を参照してもかまいません。希望する場合は、監督の先生に申し出てください。ただし、六法書は返却するように。

＊答案用紙が不足する場合には、答案用紙の裏を使用してください。

2022（令和4）年度
札幌大学編入学・転入学試験（2月）
法学専攻

【小論文テーマ】 ＊以下から２問選択し解答する問題です。
（1）制定法の分類と効力関係

（2）罪刑法定主義

（3）新旧天皇制の比較

（4）裁判員制度について

【出題意図】
　いずれも「3年編入試験」であるという趣旨から、法学、公法学、私法学の基本知識の有無を確認するとともに、論理的思考力と表現力をみさせていただきます。また、六法書が適切に活用されているかも確認させていただきます。

【解答例】 ＊以下、「解答への指針」を記します。
（1）日本の代表的な制定法とその制定権者を整理して下さい。成文憲法、法律、命令、条例を取り上げるのが基本です。そしてそれらの効力関係に言及すること。憲法が最高法規であること（憲法 98 条 1 項参照）は当然ですが、形式的効力は、憲法、法律（国会制定法）、命令、条例の順に優位することに言及して下さい。

（2）罪刑法定主義の基本的意義は、「法律なければ刑罰なし」です。すなわち、どのような行為が犯罪となり、それに対してどのような刑罰が科されるかは、あらかじめ成文の法律（国会制定法）で定められていなければならない、という刑法の大原則です。この原則と国民の（一般的な）自由保障との関係や、この原則の派生原理である、「類推解釈の禁止」、「遡及処罰の禁止」、「刑罰法規の明確性の原則」などに言及するとよいでしょう。

（3） 新憲法の象徴天皇制と明憲下の神勅天皇制との比較が論点の中核です。日本国憲法の１条から４条と、明治憲法の１条から４条とを対比しながら分析するとよいでしょう。

（4） 裁判員制度の意義とその基本的仕組みを（条文を参照しながら）説明したうえで、設問にある「一般の市民が職業裁判官（プロの裁判官）とともに刑事裁判を行うこと」、具体的には「市民が被告人の有罪・無罪の判断や量刑の決定に参加すること」や「抽選で選ばれ

た市民が裁判員裁判に参加することを強制されること」などについて、理由を付して論理的に自分の考えを表現できているかをみさせていただきます。